

岩手県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
スマイル薬局新町店	一関市千厩町千厩字町浦192番地	平成22年6月30日
スマイル薬局高田店	陸前高田市高田町館の沖18番2号	〃
スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	〃
スマイル薬局田野畑店	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地3	〃
平山歯科医院	奥州市水沢区寺小路32番地	平成22年7月5日